

令和 3 年 4 月 23 日
内閣官房孤独・孤立対策担当室

孤独・孤立の実態把握のための全国調査について（骨子案）

【担当省庁】内閣官房孤独・孤立対策担当室

【実施方法】統計法に基づく一般統計調査* * 総務大臣による承認が必要
（外部の調査研究機関等に委託して実施。委託先に有識者による研究会を設置して調査設計、分析等を行う）

【調査対象】全国の全世代を対象
（属性（性別、年齢層等）によるクロス分析が一定程度可能な回答数を確保する）

【主な調査事項】回答者の負担や回収率への影響を念頭に30～40問程度を想定

＜孤独＞

- ・ 孤独感（頻度）、孤独を感じるようになった出来事・契機、対処方法 等

＜孤立＞

- ・ 社会的交流、社会的サポート、社会参加の状況 等

＜関連項目＞

- ・ 心身や生活面の不調とその時期・期間、支援策の認知度、利用意向 等

【スケジュール】

令和 3 年 4 月：既存統計の洗い出し、調査骨子案の検討、有識者ヒアリング

5～7 月：仕様書案の作成、契約手続*

* W T O 調達では50日間の公告期間を確保する必要

8～9 月：請負業者決定、研究会の設置、調査設計

9～11 月：総務大臣による承認、並行して調査準備

12 月～令和 4 年 1 月：調査実施

2～3 月：審査、集計、分析、結果公表

【備考】

- ・ 「孤独」については、英国における取組を参考としつつ、どのような定義、尺度（設問）等を用いることが適当か今後検討。「孤立」については、社会的な関係性に係る設問を通じて把握することを想定
- ・ 孤独・孤立に対するスティグマ（汚名）を回答者に抱かせず、実情を正確に回答してもらえよう、調査の名称、調査手法、設問の表現等で配慮
- ・ 先行研究の成果を踏まえつつ、各府省が行う次年度以降の調査も含めて比較可能性が高まるように調査設計を実施